

日本語教育関係施策等の 推進状況について

令和6年3月

<目次>

文部科学省関係	p. 1
法務省関係	p.27
外務省関係	p.36
厚生労働省関係	p.53
経済産業省関係	p.59

文部科学省関係資料

日本語教育施策について

＜日本語教育の内容・方法等の充実＞

「日本語教育の参照枠」の策定

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に我が国初の日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標（尺度A1～C2）、包括的な枠組みを策定（R3.10）
- 生活・就労・留学の分野別活用事例を含む教育現場で活用するための手引の作成（R4.2）
- 生活者としての外国人に対する日本語教育の内容をレベル・活動別に示した「生活Can do」の作成（R5.3）
- 日本語能力自己評価ツール「にほんご チェック！」開発
- 分野別日本語教育モデルの開発（R4～）

＜日本語教育人材の養成・研修＞

- 大学等の日本語教師養成課程の開設及び改定支援（R1～R4）
- 生活・就労・留学等分野別日本語教師研修カリキュラムの開発（R1～R4）
- 現職日本語教師研修プログラム普及事業（R2～）
- 日本語教員養成研修推進拠点の整備（R5～）

＜地域日本語教育の体制づくり＞

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進（R1～）（R5：54団体採択）
- 日本語教室空白地域解消の推進
アドバイザー派遣による日本語教室開設支援
- ICTを活用した日本語学習教材の開発（17言語）や活用セミナーの実施。（R1～）

＜日本語教育の基盤整備・調査研究＞

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用
- 日本語教育大会の開催
- 日本語教育に関する実態調査 など

＜難民に対する日本語教育＞

- 条約難民等及びウクライナ避難民への日本語教育支援

さらに、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の施行に向けた検討・準備

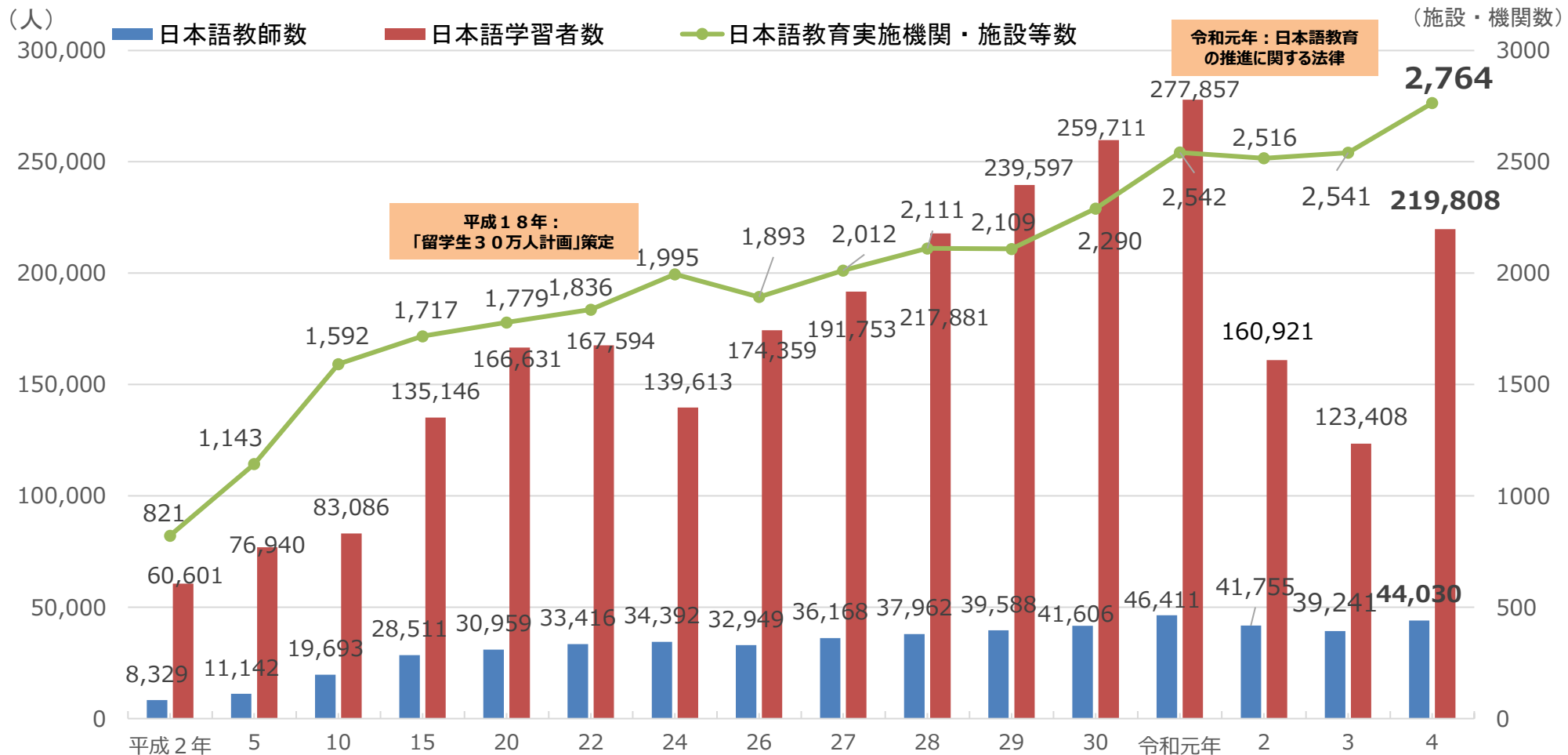
認定日本語教育機関及び登録日本語教員の新たな制度の実施準備（日本語教育小委員会における審議）

- 認定日本語教育機関の認定基準等の検討
- 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討
- 新たな国家試験の試行試験の実施に向けた、作題方針や実施方法等の検討

日本語教育は令和6年4月より文化庁から文部科学省へ移管予定

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

1,611百万円
1,395百万円）



現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

※合計予算額（案）には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

495百万円（600百万円）

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体（全体の約9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

148百万円（153百万円）

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円（24百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」に対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等）

条約難民等に対する日本語教育（拡充）

240百万円（128百万円）

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施（条約難民と同様の支援）。

2 日本語教育の質の向上等

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

11百万円（14百万円）

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及（活用促進）を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

241百万円（250百万円）

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
・現職日本語教師研修プログラム普及、
・日本語教師養成・研修推進拠点整備、
・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充）

376百万円（191百万円）

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
・日本語教員試験の実施
・日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築・運用
・現職日本語教師への講習実施（経過措置）

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費（新規）

25百万円（－百万円）

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円（28百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施（実態調査、総合的な調査研究）。

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

495百万円
600百万円）



文部科学省

背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
 - ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 4 5 5百万円（前年度 5 6 0百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）、時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3 3百万円（前年度 3 3百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

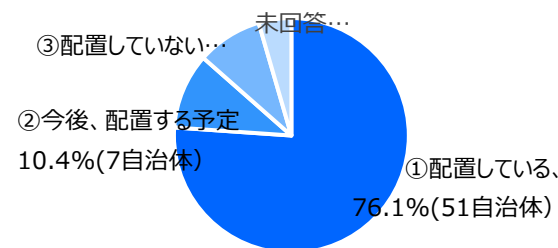
中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

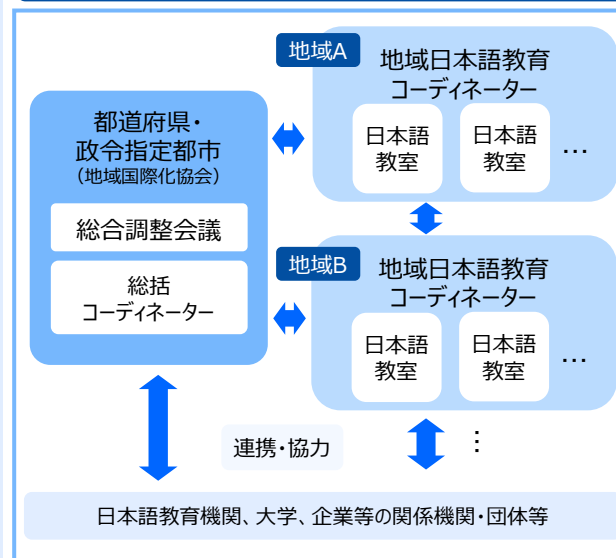
・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

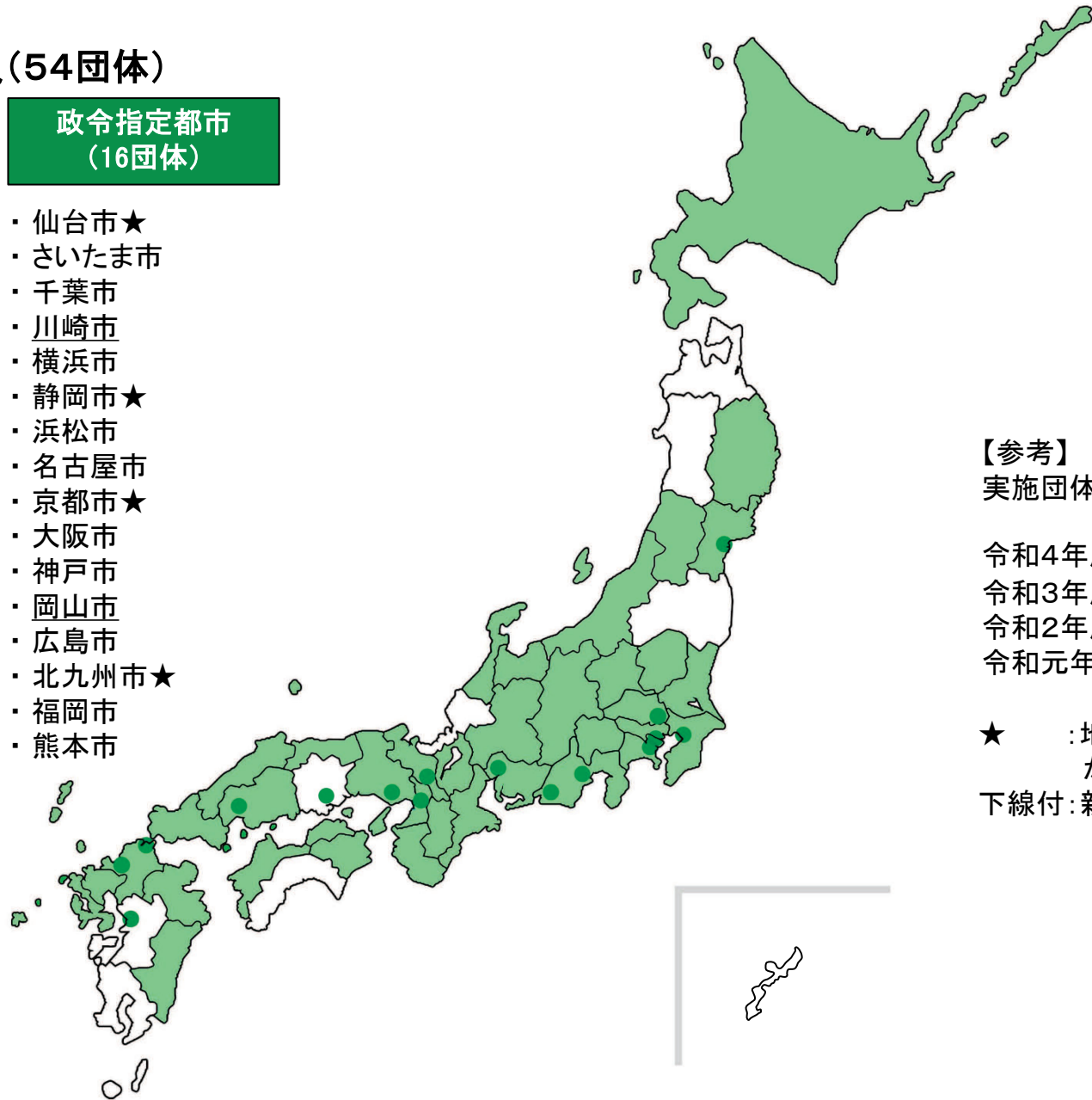
第1次採択(54団体)

都道府県
(38団体)

政令指定都市
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】
実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募
下線付: 新規応募団体

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）
（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例			
					大分類	中分類	小分類	事例1
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診療日や時間を確認することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする
4	やり取り	店や公共機関でやりとりをする	A2	電話で病院や歯医者などの予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診療理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする

【学習時間の目安】

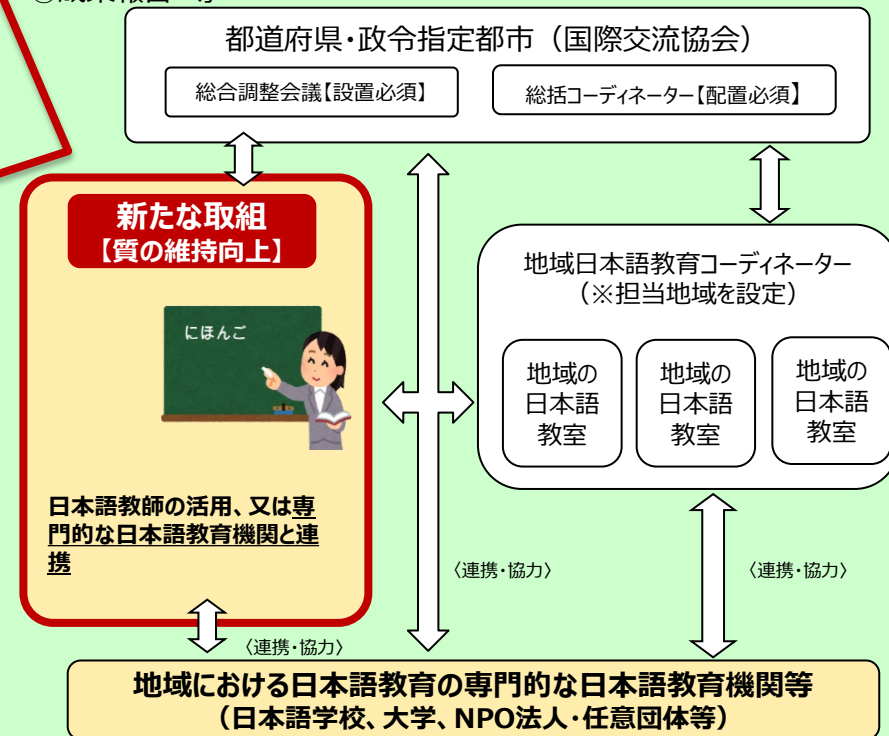
地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）	
◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 （470～780単位時間程度（1単位時間45分））
<参考>	
0～B2レベルまで	700～1070時間程度 （933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関との連携による、
「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための
①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、
③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施
⑤成果報告 等



「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

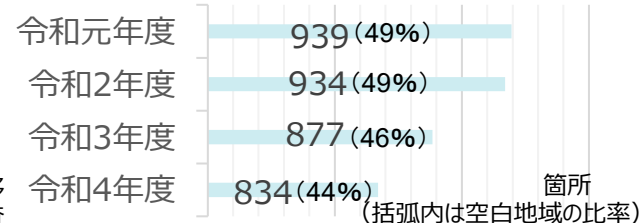
令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

148百万円
153百万円



現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでのくらし」
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

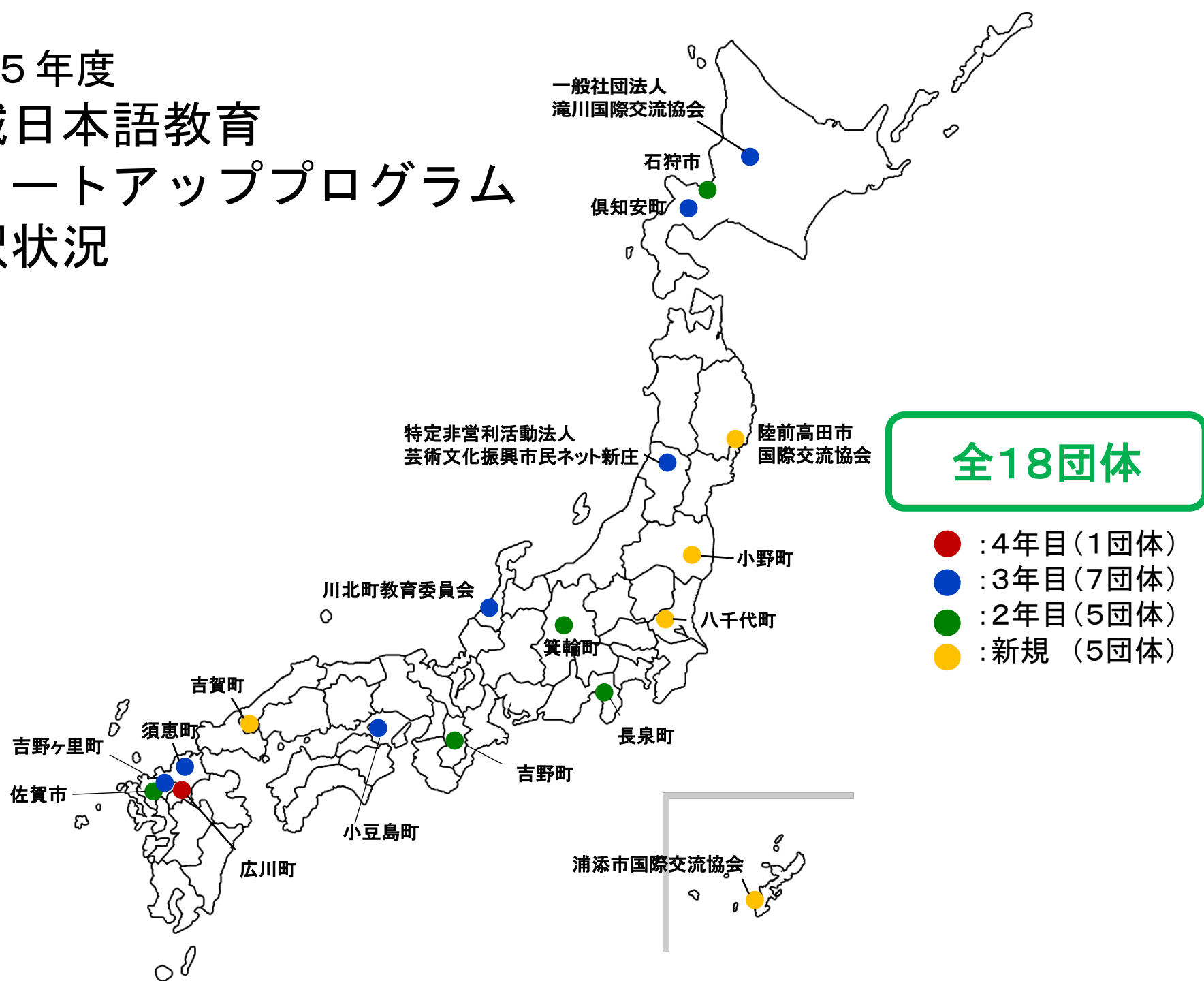
中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

令和5年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 採択状況





概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**
(開発・運営：文化庁、委託：TOPPAN株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【令和5年12月22日公開】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績(令和4年度)

147万アクセス



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

このサイトについて

自分に合ったレベルを探そう

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



ちょっと声をかけたいとき



買い物をするとき



注文するとき

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

24百万円
24百万円）

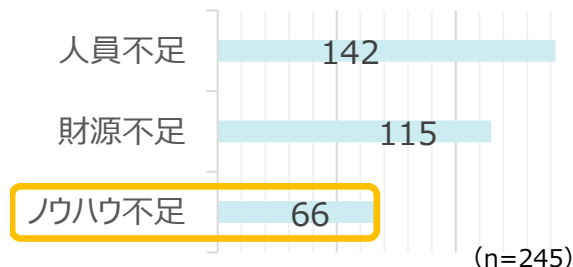


現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

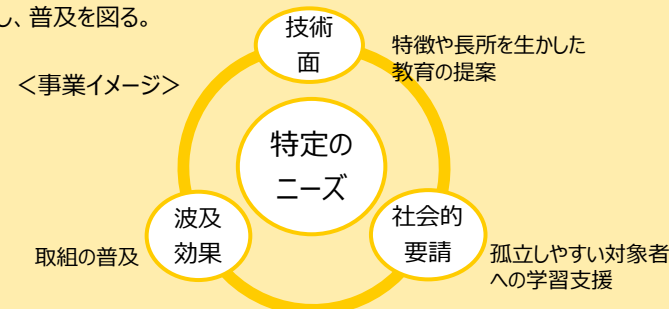
障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット（活動目標）

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

241百万円
250百万円



現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 161百万円（170百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円
（令和5年度からの継続事業、5年間）

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
③中部、④近畿、⑤中国・四国
⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。
多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

- 件数・単価：1箇所×約20百万円
（日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信）

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関



アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

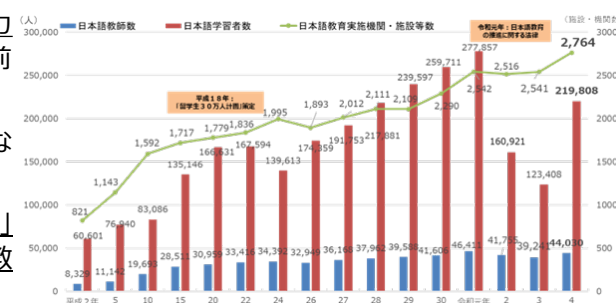
中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



（文化庁・日本語教育実態調査より）

日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費

令和6年度予算額（案）

25百万円
（新規）



現状・課題

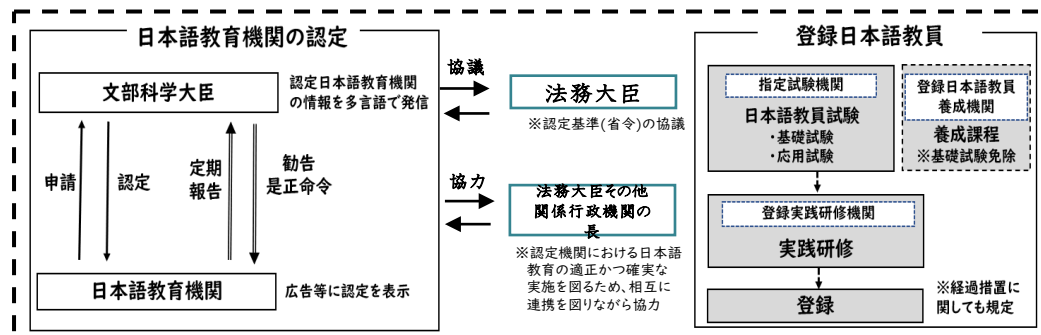
令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。

事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要とする経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費（③に係る業務）
（制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等）
- ・認定業務に係る経費（①に係る業務）
（実地確認、現地調査等）
- ・新たな課に必要な経費
（複写機借料、消耗品等、必要とする経費）
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等（非常勤職員、非常勤専門員）



日本語教育機関認定法の概要（スキーム）

① 日本語教育機関の認定業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
（実地確認、入管庁審査）
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・認定（内示）、多言語公表 など

② 実践研修・養成機関登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・登録（内示）、事務規程認可
- ・登録簿・官報

③ 日本語教員登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・登録申請（要件確認）
- ・登録証交付、登録簿登録
- ・（登録変更、再交付）
- ・講習申請（要件確認）
- ・講習受講確認、講習修了証明発出 など

④ 日本語教員試験業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・試験広告
- ・作問検討（試験委員会）事務
- ・試験案内、申込、受験票送付
- ・試験実施
- ・可否通知 など

アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額（案）	376百万円
（前年度予算額	191百万円）
令和5年度補正予算額	55百万円



文部科学省

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

予算額（案）：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

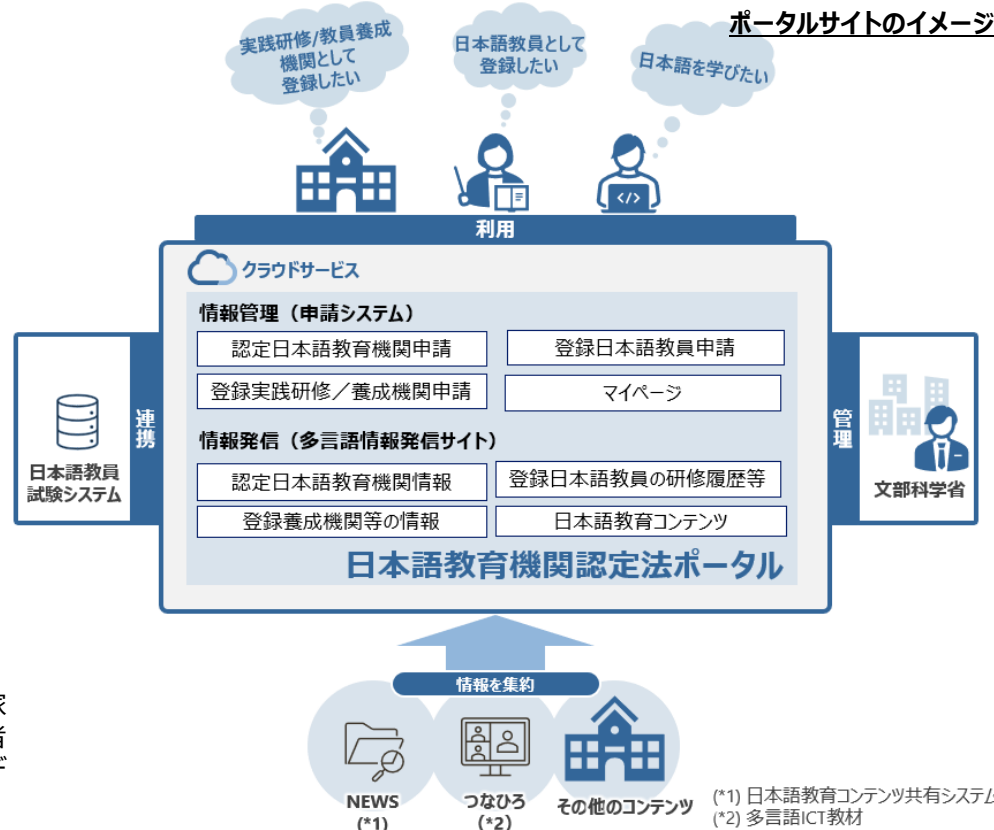
予算額（案）：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額（案）：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

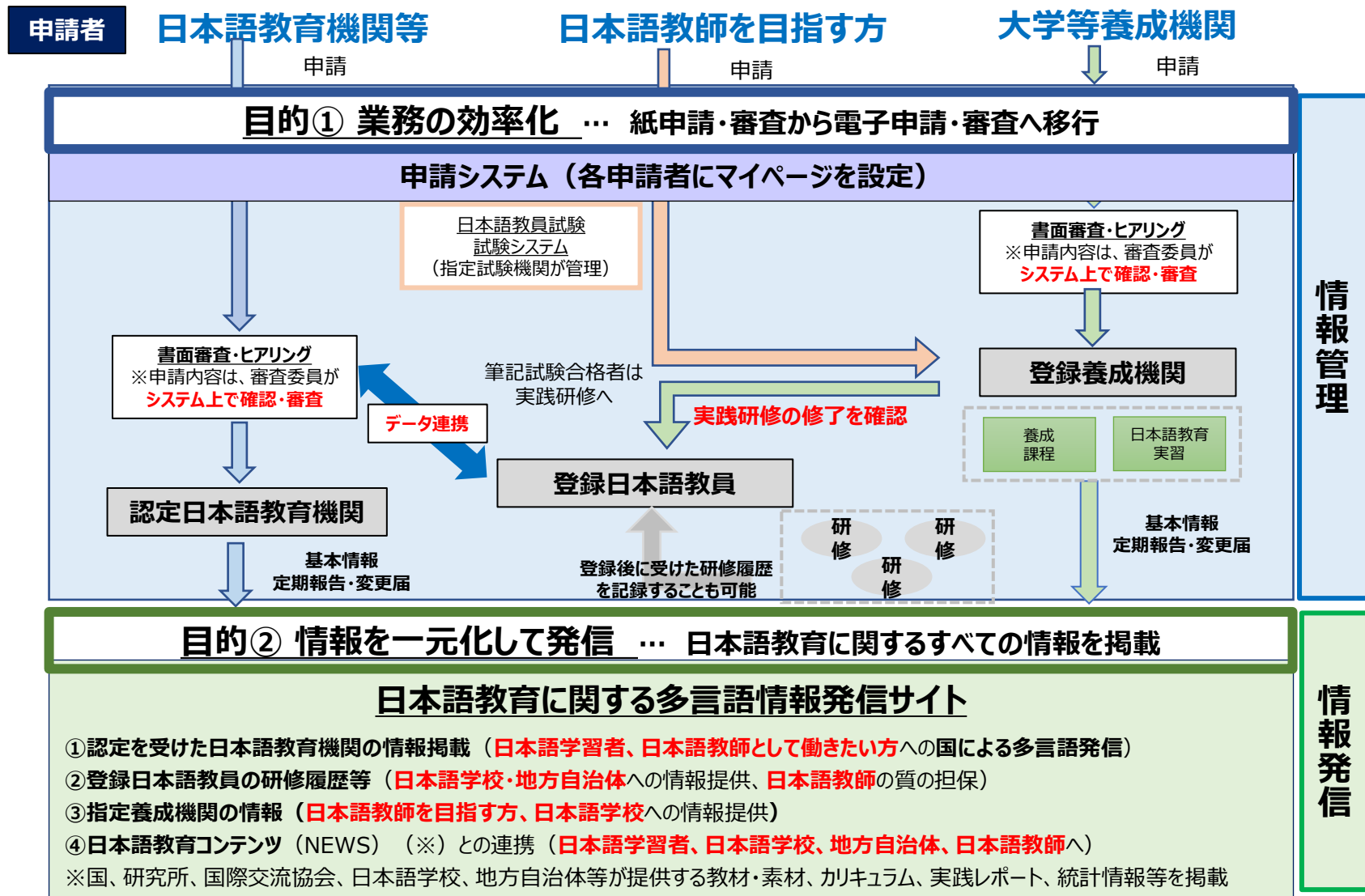
短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

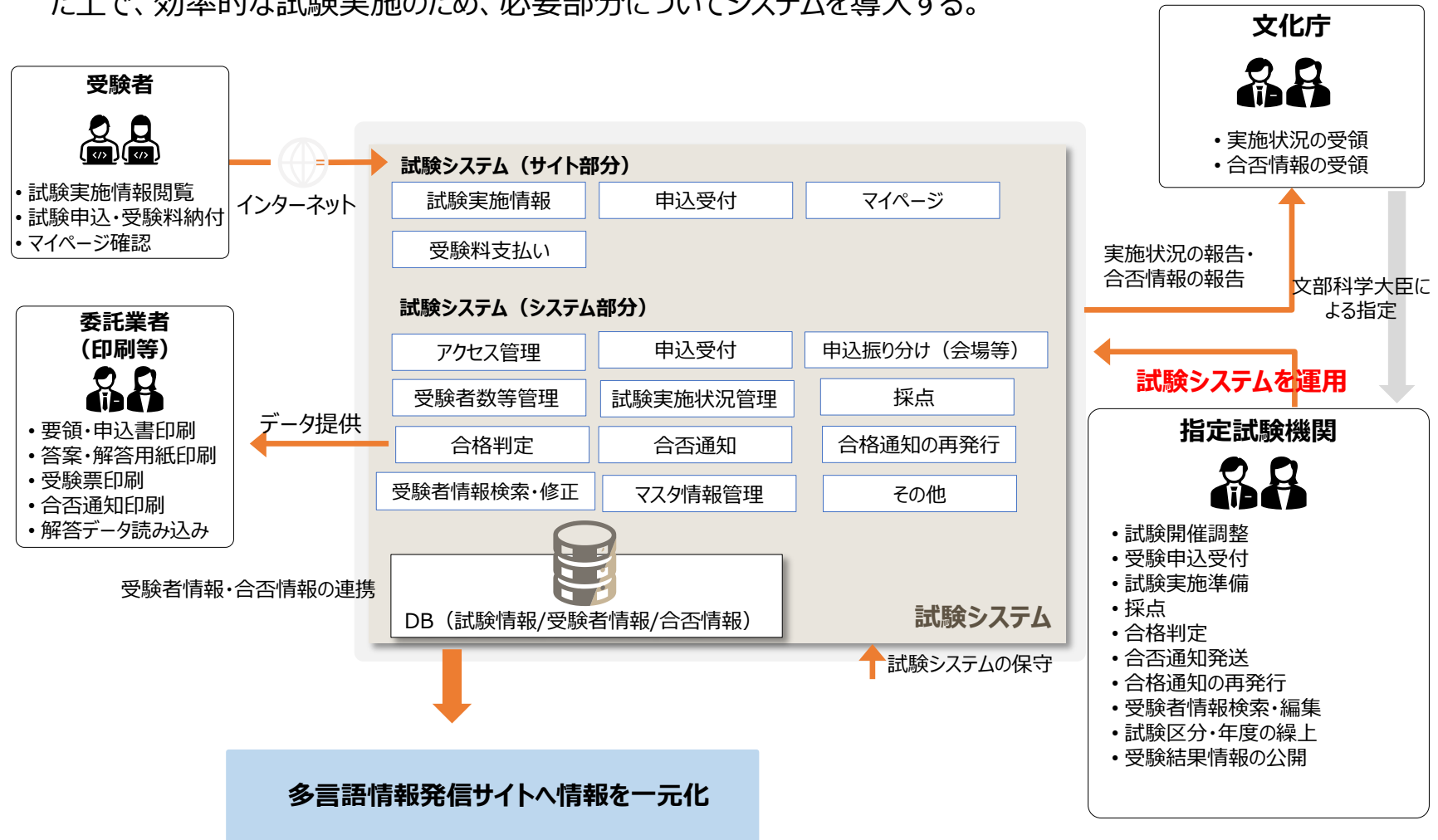
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

Ⅱ 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

11百万円
14百万円）



現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム（成果目標）

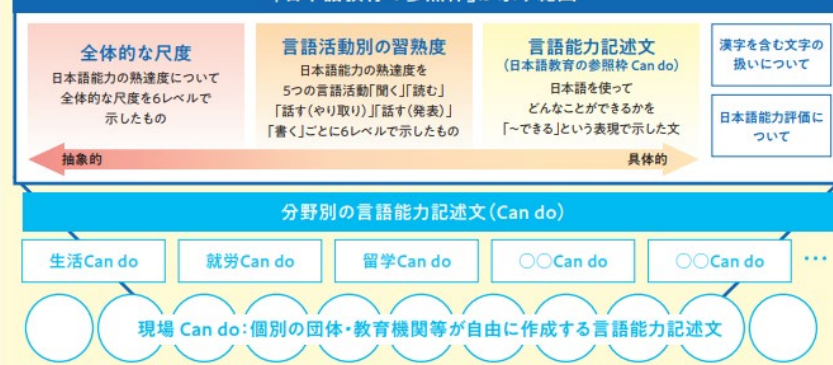
- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。

「日本語教育の参照枠」が示す範囲



カリキュラムの開発・実践
(R4～5)

➤ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

カリキュラムの普及
(R6～)

➤ 開発された教育モデルの普及（教材の開発・公開やワークショップの開催等）

分野別の教育内容の整備及びレベル尺度の共通化による日本語教育の水準の向上

(参考) 「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR: Common European Framework of Reference for Languages) は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFR は言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと
(発表)

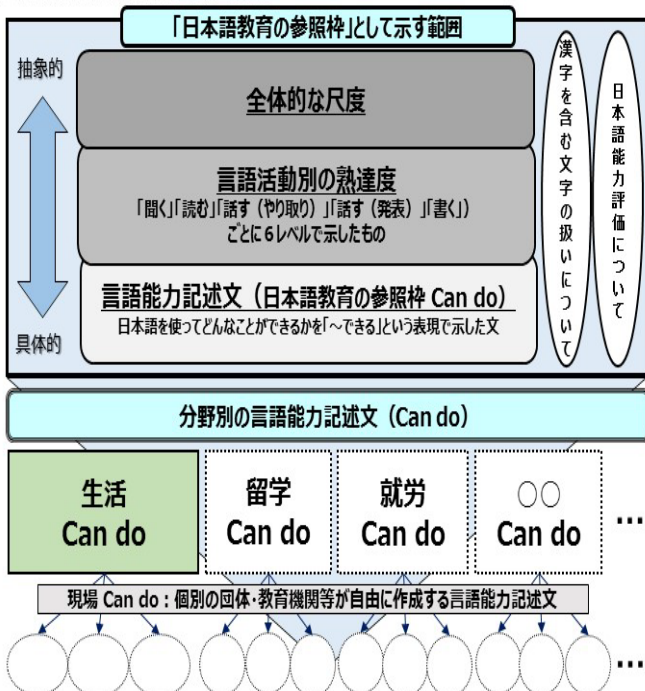
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文 (Can do) が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。



概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

にほんごのうりやくじひようが
日本語能力自己評価ツール

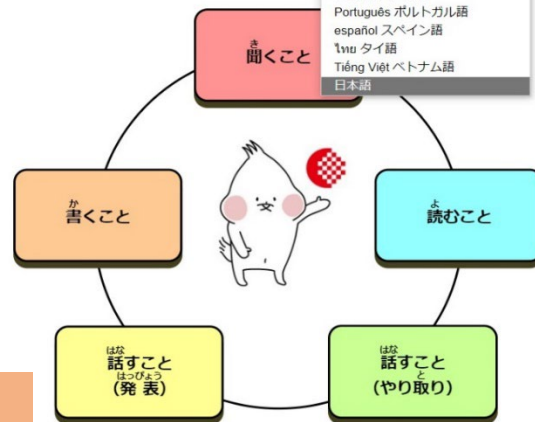
にほんご チェック！

いま、にほんご
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE

日本語
簡体字 中国語（繁体字）
English 英語
Filipino フィリピン語
Indonesia インドネシア語
ខ្មែរ ក្រមួរ 語
한국어 韓国語
Mongolian モンゴル語
မြန်မာစာ 米 語
नेपाली नेपाल語
Portuguese ポルトガル語
español スペイン語
ไทย 泰語
Tiếng Việt ベトナム語
日本語



(2) 自己評価画面（例）

はな
話すこと（やり取り）

にほんご
日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
ときどき繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語で話はたいてい理解できる。	☒	☐	☐	☐
興味のある話題の日常的なことなら短い会話に参加できる。	☐	☒	☐	☐
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができる。	☐	☐	☒	☐
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	☒	☐	☐	☐
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	☒	☐	☐	☐

(3) 判定結果画面（例）

はな
話すこと（やり取り）

あなた
あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みぢか わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ りかいりよく
通 常は会話を続けていくだけの理 解 力はないの
みじか しゃごうてき と
だが、短い社 交的なやり取りをすることはでき
る。



条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

240百万円
128百万円）



現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受入れ**）（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

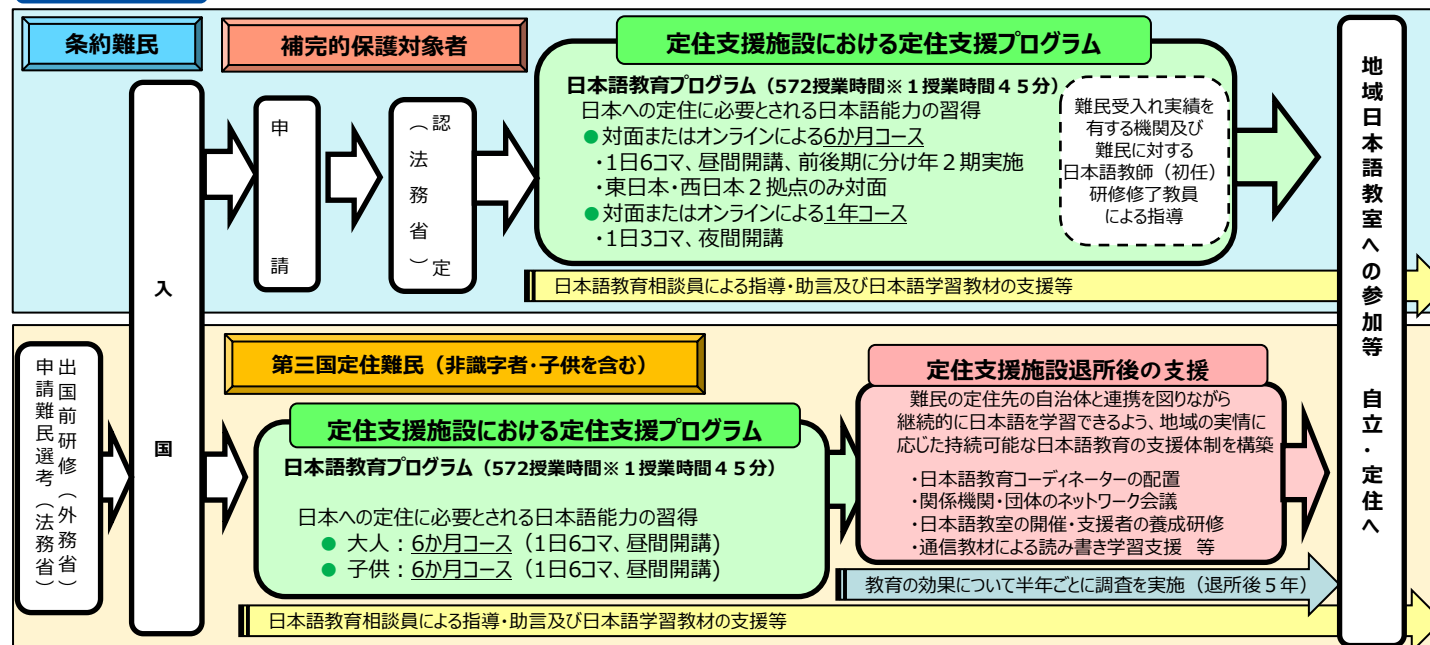
補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

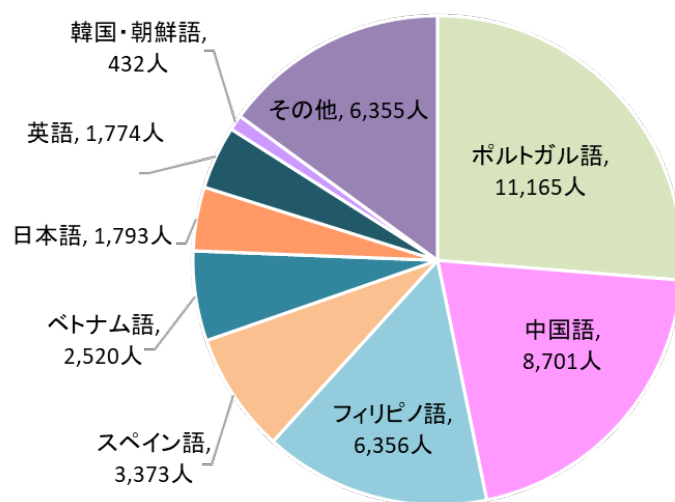
長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和4年度調査では、**約8千人**。前回の令和3年度調査(約1万人)から減少しているものの、**いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

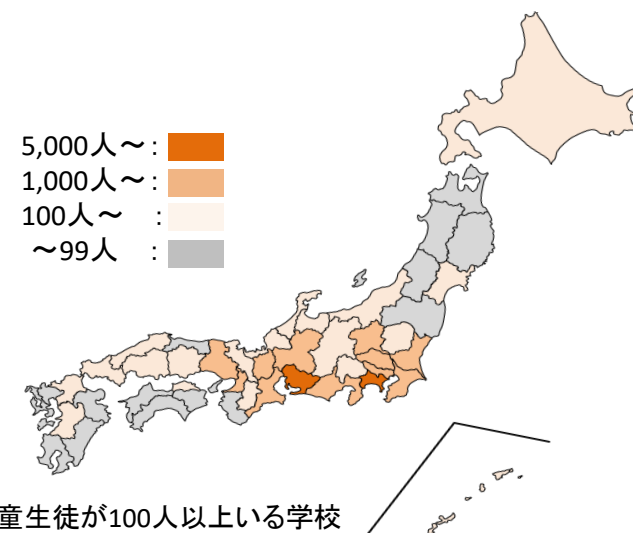
多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(総数: 42,469人)



集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



外国人児童生徒等への教育の充実

令和6年度予算額（案） 1,150百万円
（前年度予算額 1,196百万円）



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

体制整備

指導内容構築

入国・就学前

- ・約8千人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.7%が中退
- ・大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～） 1億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒（本事業により達成される成果）
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～） 10億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援 等
⇒（本事業により達成される成果）
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～） 11百万円

・「かすたねと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言及び登録日本語教員の活用を含めた日本語指導の支援を行うための支援方策の検討等
・外国人の子供の就学状況等調査（R元年度～） 等
⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～） 0.7百万円

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（R5年度～） 34百万円

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
⇒（本事業により達成される成果）
児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することで適切な指導が実施される散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

日本語指導の体制整備

就学促進

（担当：総合教育政策局国際教育課）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和6年度予算額(案) 1,104百万円
(前年度予算額 1,139百万円)

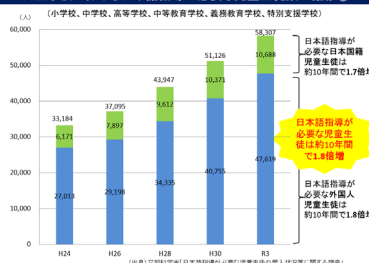


背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人(約10年間で1.8倍)と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組を支援することが不可欠

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

予算額 : 10億円

補助対象: 都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助

補助率 : 1/3

【実施項目】

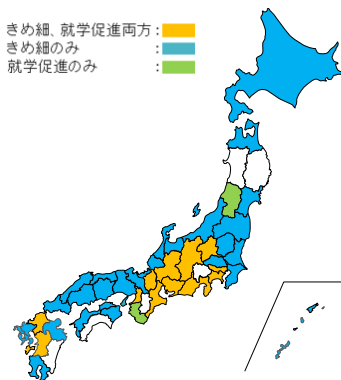
- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

(参考) 令和5年度補助実績

【きめ細事業実施】
3 1 都道府県
1 9 指定都市
2 4 中核市
1 0 3 市区町村

【就学事業実施】
2 県
5 指定都市
3 中核市
2 3 市区町村

きめ細、就学促進両方 :
きめ細のみ :
就学促進のみ :



<関連する政府方針(抄)>

- ・海外企業・研究機関の国内誘致が進む地域での高度外国人材の受入環境を一層充実させるため、外国人の子弟を受け入れる学校等での教育環境の整備に取り組む。「成長戦略フォローアップ」(R5.6.16閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R5.6.9関係閣僚会議決定)
- ・外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(略)関係省庁の連携により、(略)外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2023」(R5.6.16閣議決定)

II. 外国人の子供の就学促進事業

(事業期間: H27~)

予算額 : 1億円

補助対象: 都道府県・市区町村

補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

アウトプット(活動目標)

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)

- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム(成果目標)

中期(令和8年頃)

- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム(成果目標)

長期(令和10年頃)

- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する

- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当: 総合教育政策局国際教育課)

高等学校等における日本語指導の制度化について

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。**

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる。**
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② 年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	・日本語指導が必要な児童生徒に対する「<u>特別の教育課程</u>」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。 ・義務標準法に基づく<u>日本語指導に必要な教員の基礎定数化</u>（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援</u>等を推進 ・<u>高等学校「特別の教育課程」の制度周知及び資料作成</u>（令和5年度）
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	・(独)教職員支援機構における「<u>指導者養成研修</u>」の実施 ・外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<u>モデルプログラム</u>」の開発（令和元年度） ・<u>外国人児童生徒等教育アドバイザー</u>の教育委員会等への派遣（令和元年度～） ・「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 ・<u>日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開 ・<u>日本語能力評価方法の研究</u>（令和4年度）及び<u>改善のための調査研究</u>の実施（令和5年度） ・<u>児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究</u>（令和5年度） ・<u>高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料</u>の開発（令和3年度～令和4年度）
3.就学状況の把握、就学の促進	・「外国人の子供の就学促進事業」により、<u>就学状況・進学状況の調査</u>等を実施する自治体を支援 ・外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） ・日本語教育推進法の基本方針に基づき、<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</u>を発出(令和2年7月)。学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 ・外国人の子供・保護者に対し、<u>日本の学校生活について紹介する動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開 ・<u>夜間中学</u>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート</u>に資する取組、<u>放課後や学校内外での居場所づくり</u>に資する取組等を推進 ・上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における<u>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</u>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	・<u>異文化理解・多文化共生の考え方にに基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<u>調査研究</u>を実施（令和2年度～令和4年度） ・日本の幼稚園について7言語で説明している「<u>幼稚園の就園ガイド</u>」及び「<u>外国人幼児等の受入れにおける配慮について</u>」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和5年6月9日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

留学生就職促進プログラム

令和6年度予算額（案）： 95百万円
（前年度予算額： 95百万円）



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ 一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）
 - ・ 日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解 の必要性
- ✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
 - ➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。
- ✓ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）」、「教育振興基本計画（令和5年6月）」等での設定目標
 - ➡ （2033年までに）外国人留学生の国内就職率を**6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。

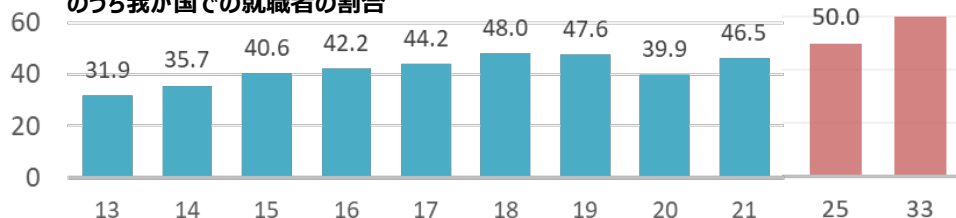
取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- ー 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の（再）構成を促す。
- ー インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- ー 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- ー 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

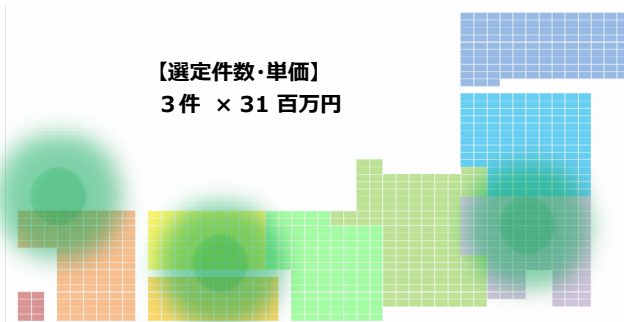


（出典） 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

取組イメージ



【選定件数・単価】
3件 × 31 百万円



法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実に推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和5年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 毎年実行する施策について、線表が一本線となっており、どのような実態になっているのかが分からない。
- (K P I 指標を) アウトプット指標、あるいはアウトカム指標にすると政策効果がより分かりやすくなる。
- K P I 指標の数値は、経年変化が分かることが重要であるため、ロードマップを決定する前の数値との比較を示してほしい。
- 新規に行う施策についてはK P I 指標の設定が難しいことは分かるが、K P I 指標を掲げる以上は、明確にしていく必要がある。
- その他、個別施策に対する指摘事項

主な見直し

工程表見直し 70件

KPI指標見直し 28件

新規・施策内容の見直し 13件

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号） 附則
（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成 29 年（2017 年）11 月 1 日） ⇒ 令和 4 年（2022 年）11 月 1 日 目途

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号） 附則
（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

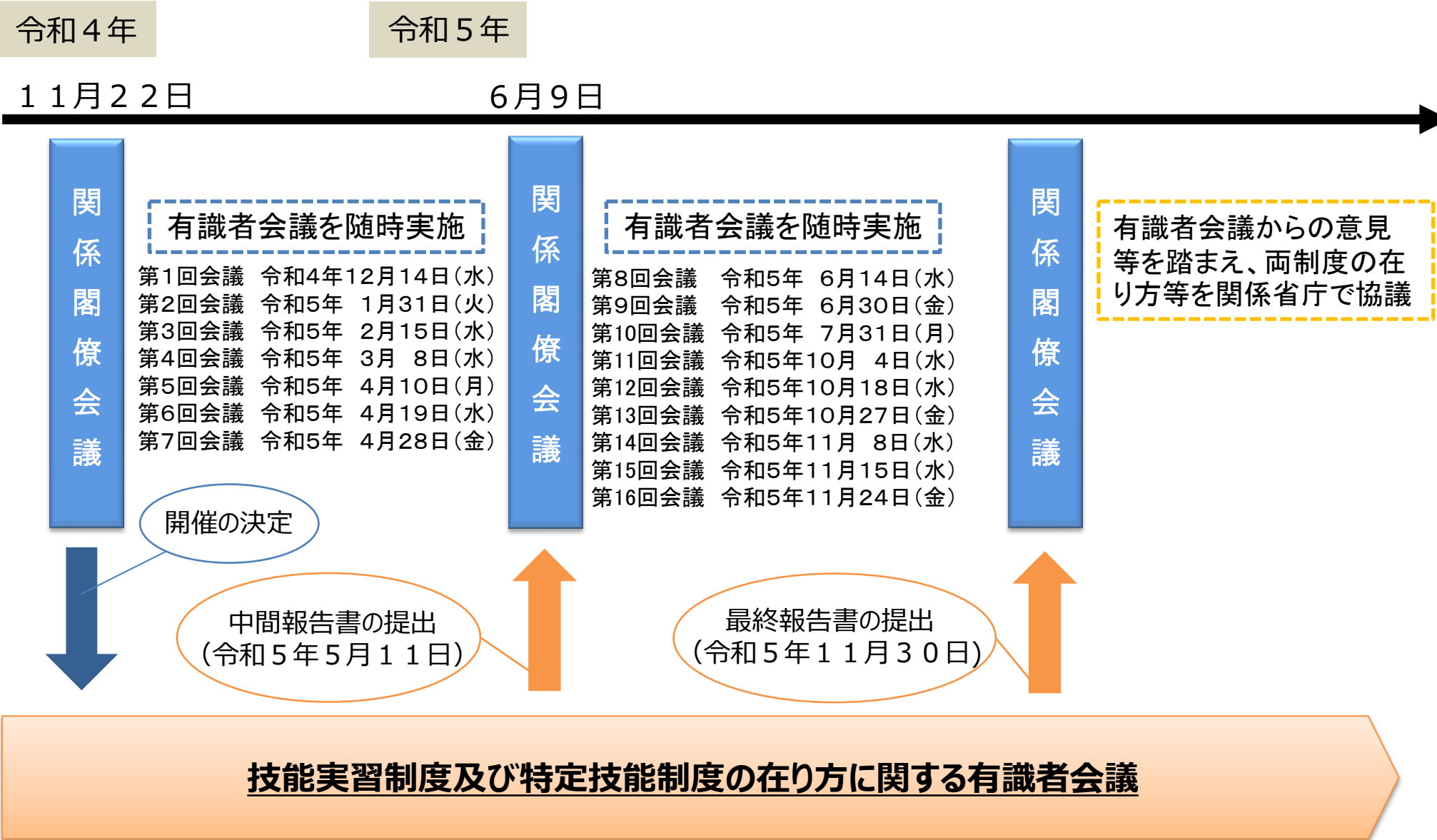
（施行日：平成 31 年（2019 年）4 月 1 日） ⇒ 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日 経過



有識者会議の開催

上記 2 つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール



① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け)。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格／転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ① 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ② 日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化／支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

- 1 総論
- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
 - 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
 - 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

- 2 外国人の人材確保
- (1) 受入れ対象分野
- 「特定産業分野」に限定して設定。
 - 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。
- (2) 受入れ見込数
- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。
- (3) 設定の在り方
- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。
- (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保
- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
 - 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

- 3 外国人の人材育成
- (1) 人材育成の在り方
- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- (2) 人材育成の評価方法
- 以下の試験合格等を要件とする。
 - ①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
 - ※受入れ機関は1年経過時まで同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
 - ※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
 - ②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - 日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格
 - ※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。
 - ③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格／日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格
- (3) 日本語能力の向上方策
- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
 - A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

- 4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上
- (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- (2) 本人の意向による転籍
- (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている
 - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）
 - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
 - (注1) 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
 - (注2) 各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。
 - 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
 - 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

- 5 関係機関の在り方
- (1) 監理支援機関・登録支援機関
- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。
 - 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。
- (2) 受入れ機関
- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。
- (3) 送出機関
- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。
 - 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。
- (4) 外国人育成就労機構
- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

- 6 その他
- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
 - 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
 - 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
 - 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
 - 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
 - 永住許可制度を適正化。

外務省関係資料

国際交流基金の 海外日本語教育事業概要



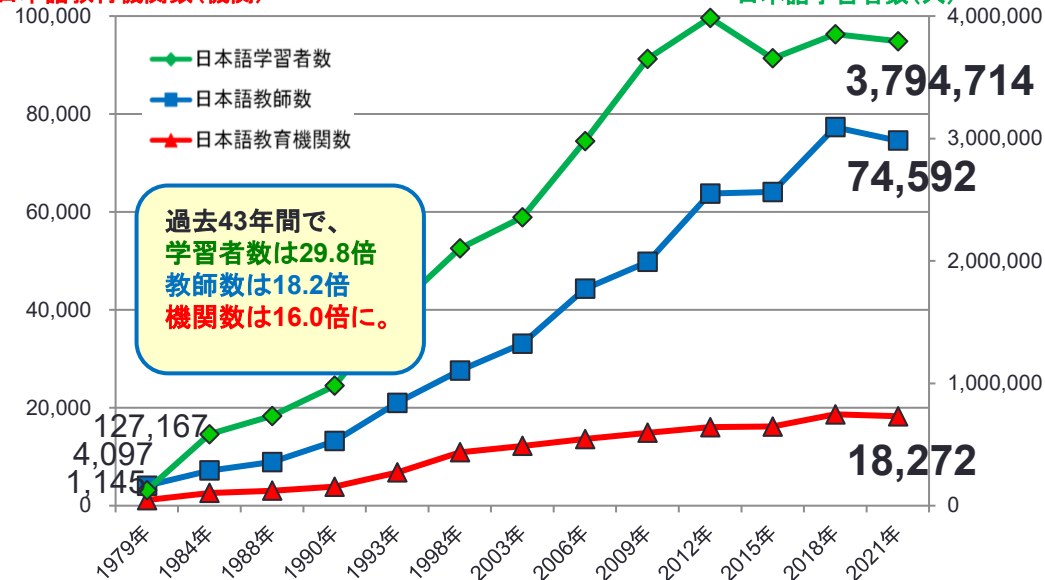
令和6年3月

1. 海外の日本語教育の現状 ～2021年度 海外日本語教育機関調査結果①～

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

日本語教師数(人)

日本語教育機関数(機関)

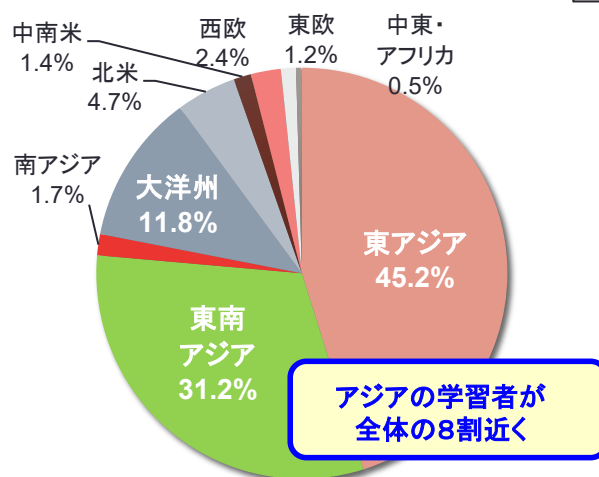


学習者数上位10か国・地域

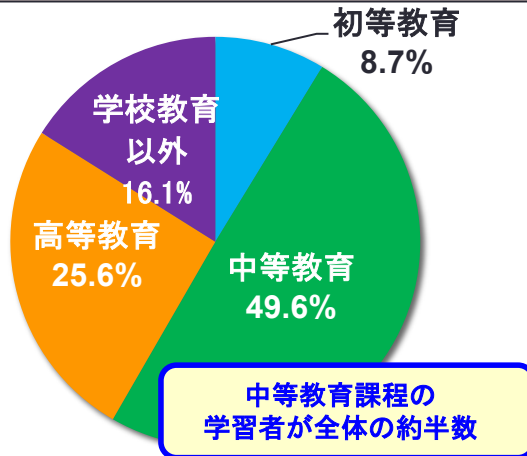
2018年度 順位	2021年度 順位	国・地域名	2021年度 学習者数(人)	増減数 (人)
1	1	中国	1,057,318	+52,693
2	2	インドネシア	711,732	+2,253
3	3	韓国	470,334	△ 61,177
4	4	オーストラリア	415,348	+10,173
5	5	タイ	183,957	△ 1,005
6	6	ベトナム	169,582	△ 4,939
8	7	米国	161,402	△ 5,503
7	8	台湾	143,632	△ 26,527
9	9	フィリピン	44,457	△ 7,073
10	10	マレーシア	38,129	△ 1,118

※2018年度調査結果との比較

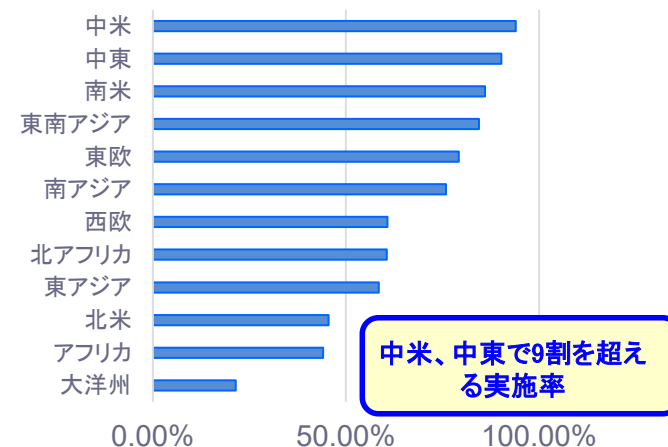
地域別学習者数の割合(計379万人)



教育段階別学習者数の割合(計379万人)

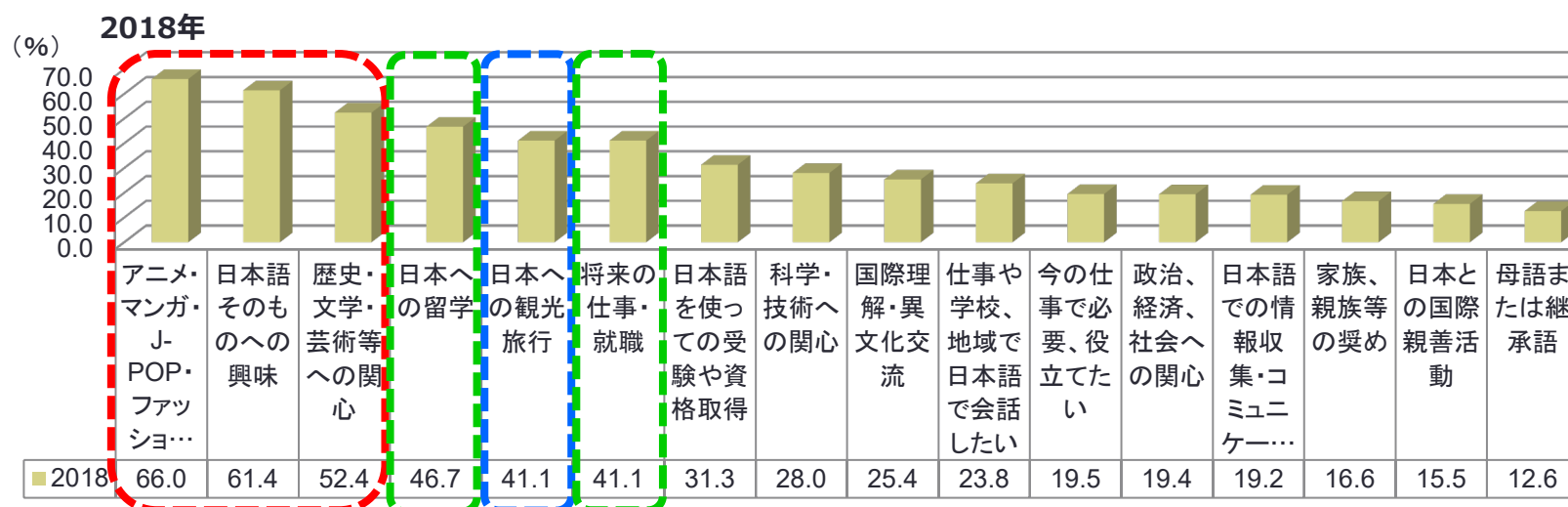
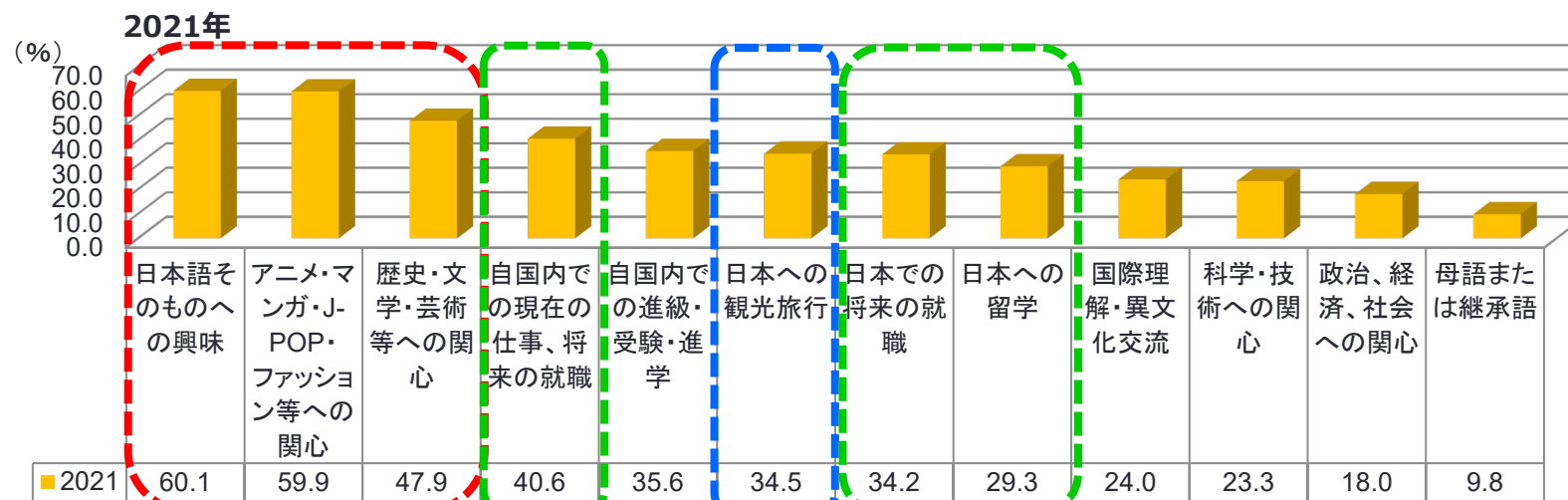


地域別オンライン学習実施率



1. 海外の日本語教育の現状 ～2021年度 海外日本語教育機関調査結果②～

日本語学習の目的・理由(複数回答)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策①

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和4年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：41か国・地域118ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：12人】



2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：16,250人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：102か国・地域357機関、助成実施件数：63か国・地域348件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数：289件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：57人】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数：1,092人(継続521人 新規 571人)】



6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策②

②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和4年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:61か国で75,048部。累計販売部数:約59万部】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）

②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から約122万のアクセス数、約298万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

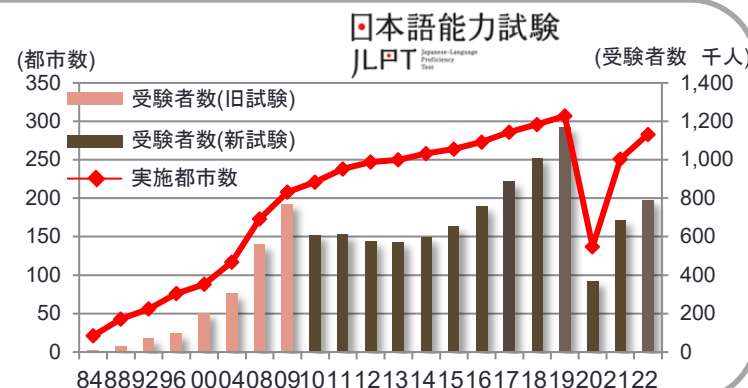
8.日本語能力評価のための試験の実施

①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。

【海外の88か国/地域236都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者787,954人】

②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。

【海外11か国19都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数46,632人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。

【①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数:①143,058人、②14,433人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約148万件、②約7.6万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

【2021年度海外日本語教育機関調査結果の報告書を公開】



外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和4年6月14日「同(令和4年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年度末までに、海外11か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和5年3月までの累計で102,781名が受験、42,666名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いろどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中(令和4年度末現在、日英版のほか16言語)。生活日本語コーディネーター8名を派遣(令和4年度)。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和4年度時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国16か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス、キルギス)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、パキスタン、マレーシア、ラオス及びキルギスを除く11か国で実施。助成は中国、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、マレーシア、ラオス及びキルギスを除く9か国で実施。

日本語パートナーズ派遣事業

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

国・地域	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	891
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	667
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	314
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	248
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	81
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	-	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	10	26
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	1	18
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	2	220
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	49	268
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	2,777



教室でのパートナーズの活動の様子

こどもを対象とした日本語教育支援・継承日本語教育の取り組み

初等教育における日本語教育の実施支援

【R5年度主要事業計画】

- ・初等教育オンライン教材開発(豪州)
- ・初等教育第1外国語教科書作成協力、教師研修、コンサルティング(ベトナム)
- ・日本語クラブ(課外活動)等実施のための教師向けセミナー(英国)
- ・エジプト日本学校(公立小学校)における日本語教育支援計画(エジプト)

海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

▶「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」(R2年6月閣議決定)に記された「海外に在留する邦人の子等」に対する日本語教育についてJFが実態の把握と必要な支援を実施

- ▶ 各国・地域の関係団体と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取組みを推進
⇒海外事務所との共催、助成による支援
- ▶ 出張や訪日事業の実施を通じ今後の事業計画につながる状況調査を実施
⇒求められる情報の発信・共有・コンテンツ開発へ

【R5年度主要事業計画】

- ・国際繫生語大会2023の共催支援(豪州)
- ・日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング
(日本語国際センター、12月実施)
- ・各国プラットフォーム運営・運営支援(韓国、豪州、カナダ、米国、ドイツ等)
- ・JFウェブサイトの特設ページへの情報の集約・発信
- ・補習授業校実態調査(文部科学省・外務省協力、全世界)
- ・オンラインも活用したセミナー実施(カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、スペイン)

＜参考＞令和4年度までの事業実績

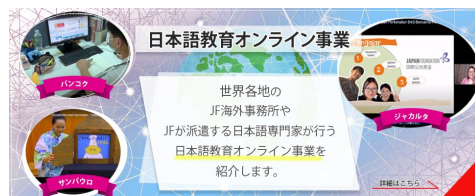
- ・海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育実態調査
韓国、豪州、米国、ドイツ、メキシコ、ブラジル、スペイン等
- ・本部主催オンライン・セミナーの実施(BMCNと共催)
- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与



米国プラットフォーム

日本語教育オンライン事業

配信中のオンライン事業



コロナ禍で対面事業が難しくなった中で、世界各国の状況に応じて、国際交流基金の海外事務所や日本語専門家がオンラインで、学習者用イベントや教師用セミナー・シンポジウムを実施したり、各国別の教材を作成しています。これらはアフターコロナにおいても有益なものであるため、オンラインで配信しています。

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/online/index.html>

丸山駐ミャンマー日本国大使と学生との意見交換（ミャンマー）



中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム（エジプト）



オンライン教材サイト「Classroom Resources」（オーストラリア）



対象者別

学習者対象	50
教師対象	109
合計（件）	159

制作国別

オーストラリア	39
インドネシア	31
ブラジル	15
ハンガリー	14
タイ、エジプト	各10
ドイツ	8
カナダ	7
米国	6
日本、メキシコ、英国	各3
ミャンマー、インド、マレーシア	各2
イタリア、フランス、スペイン、ロシア	各1
合計（件）	159

（2023年3月現在）

人道的配慮に基づく事業

ウクライナ語版教材の緊急制作等

- ・『いろどり 生活の日本語』入門
- ・NHKワールドJAPAN「やさしい日本語」（国際交流基金監修）
- ・元ウクライナ派遣専門家による日本語指導に関するアドバイス

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/uk/index.html>



国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育 学習歴	日本語 教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により 異なる	不問	不問	1年未満	A S E A N等
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c) のい ずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c) のい ずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a), (b), (c) のい ずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により国 は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	2年以上	通常2年 (最長2年の延長 の可能性あり)	海外 (募集年により国 は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	10年以上	通常2年 (最長2年の延長 の可能性あり)	海外 (募集年により国 は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

(参考) 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を 長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

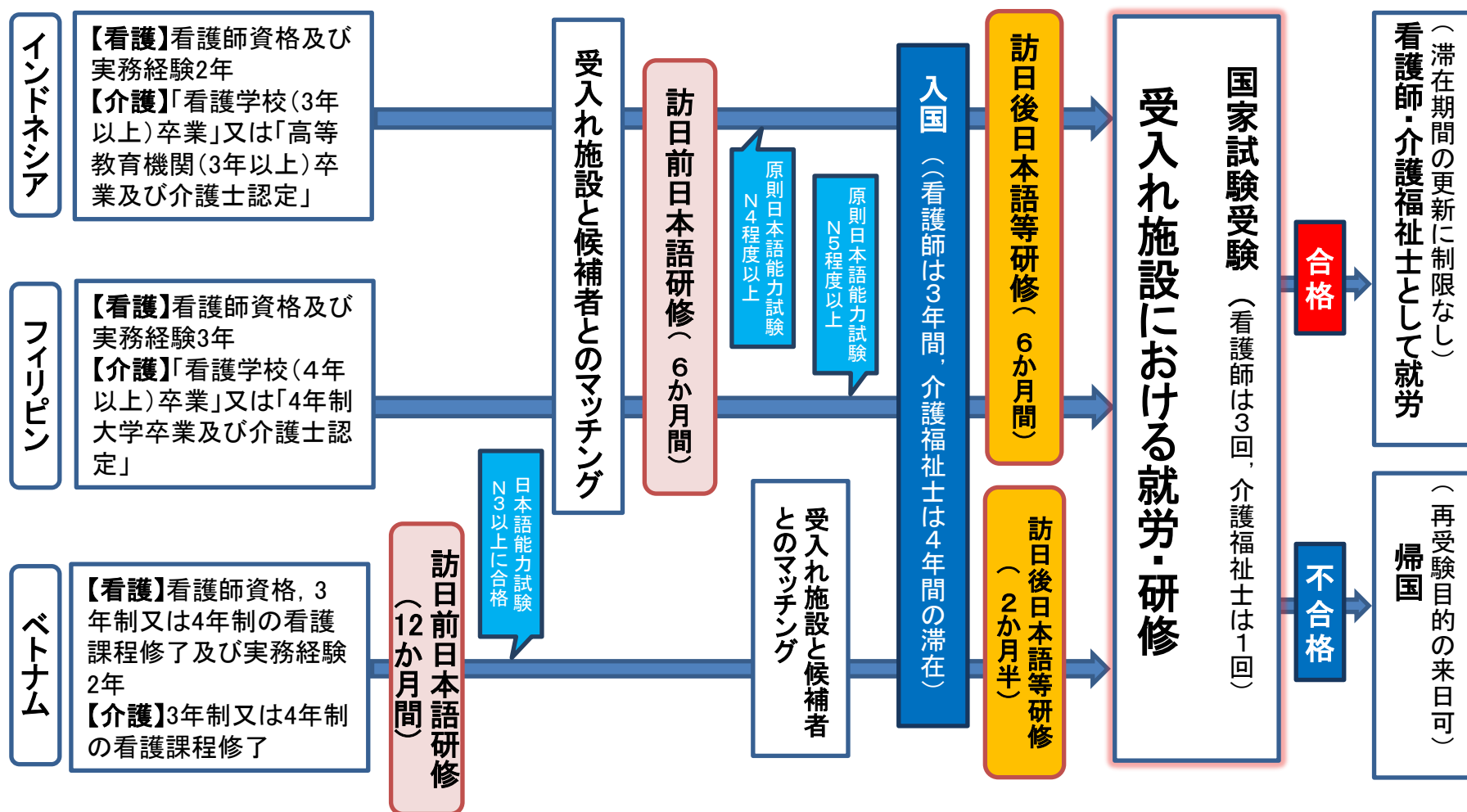


日本語専門家は41か国・地域118ポスト(令和4年度)

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

外務省

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要



1. 事業概要

開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、訓練を経て派遣するもの。

事業の目的

- 1 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- 2 異文化社会における相互理解の深化と共生
- 3 ボランティア経験の社会還元

	青年海外協力隊 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	日系社会シニア海外協力隊
発足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度
派遣中人数	1,137名	96名	49名	5名
累計	93ヶ国 47,245名	78ヶ国 6,672名	9ヶ国 1,598名	10ヶ国 553名

（2023年11月末日現在）

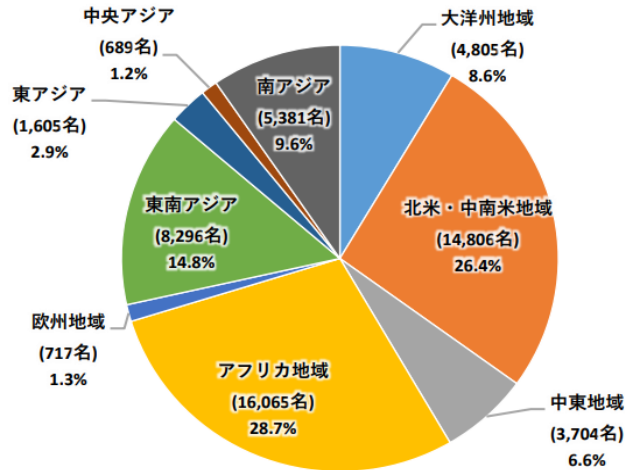
（派遣までの流れ）

- 募集は年2回（春，秋）。試験（語学，技術，面接，健康診断）により選考。
- 派遣前訓練（最終選考を通過した者を対象）
 - ・長野県駒ヶ根市及び福島県二本松市の青年海外協力隊訓練所において実施。約60日間。
 - ・隊員として必要な素養（安全管理，健康管理，任国事情，異文化理解，コミュニケーション能力，語学等）を習得
 - ・訓練を修了した人材を原則2年間各任国に派遣。

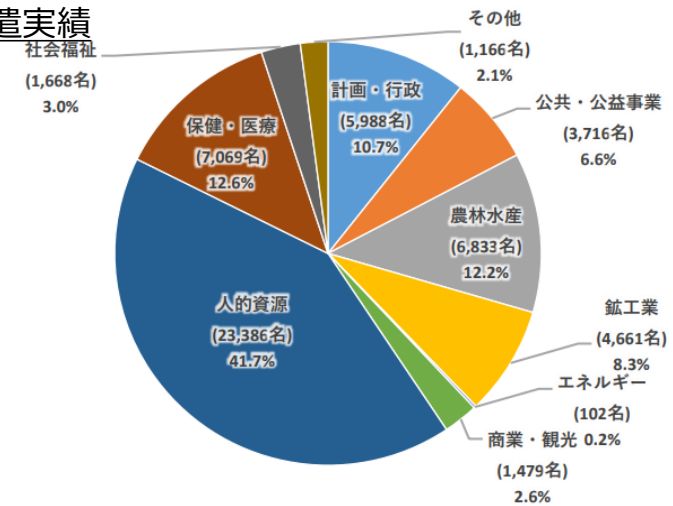
2. 派遣実績

(1) 派遣実績：2023年11月末現在

地域別派遣実績



職種別派遣実績



活動分野・職種

計画行政	商業 観光	公共 公益事業	人的資源	農林水産	保健 医療	鉱工業	社会福祉	エネルギー
・コミュニティ開発 ・コンピュータ技術 ・防災・災害対策	・マーケティング ・観光 ・経営管理	・土木 ・廃棄物処理 ・建築 ・上下水道	・小学校教育 ・各種スポーツ ・青少年活動 ・日本語教育	・野菜栽培 ・家畜飼育 ・食用作物 ・稲作栽培 ・土壌肥料	・看護師 ・感染症・エイズ対策 ・理学療法士 ・病院運営管理	・自動車整備 ・建設機械 ・食品加工 ・金属加工	・ソーシャルワーカー ・障害児・者支援 ・高齢者介護	・電力 ・再生可能・省エネルギー

(2) 「日本語教育」の派遣実績と活動内容

1965年の派遣開始以降、累計で99ヶ国に5万5千人以上を派遣しており、そのうち日本語教育は73ヶ国に3,300人以上の日本語教育隊員が派遣されている。地域別では、北米・中南米、東南アジア、東アジアの順に多く、大洋州、欧州、南アジア、中東、中央アジア、アフリカへの派遣実績がある。

日本語教育隊員は、初等・中等教育機関(中学・高校)、高等教育機関(大学)、専門学校・職業訓練校、中南米の日系社会にある日本語学校等に派遣され、現地教師の日本語運用能力や指導技術向上のための協力をはじめ、学習者に対する日本語の授業、日本文化紹介、日本語関連のイベントの企画や実施等を行っている。

日系社会関連事業の概要

知識普及 (海外移住資料館)

- 2002年、開館。
- 目的:日本人の海外移住の歴史、および移住者とその子孫である日系人について、広く一般の人々、特に次代をになう若い世代に知識を広め、理解を深めてもらう。
- 年間来場者数 約5万人

海外移住支援 (助成金)

- 目的:移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うために移住者の団体に対し助成金を交付する。
- 高齢者福祉、人材育成分野を中心に交付

移住債権関連対策

- 目的:移住債権回収等の支援を行う。

人材育成

日系社会次世代人材育成

- 目的:日系子弟に対し、日系人としてのアイデンティティ向上の機会を与え、日系社会の次代を担う人材を育成する。

<中学生プログラム>

- 対象者:中学生相当の日系子弟
- 対象人数:52人(含、引率者2人)

<高校生プログラム>(2015年度新設)

- 目的:高校生相当の日系子弟
- 対象人数:32人(含、引率者1人)

<大学生プログラム>(2015年度新設)

- 目的:大学生相当の日系子弟
- 対象人数:20人

日系社会研修

- 目的:中南米からの日系研修員の受入れを通じて、中南米の日系社会の発展に協力するとともに、これらの事業への広範な市民参加を促進し、助長する。
- 受入人数:年間約130人

日系社会リーダー育成

- 目的:将来の日系社会をになうリーダー、または居住国の発展に貢献し、日本と居住国の架け橋となり得る人材を育成
- 分野:医学、歯学、農学、教育学、経済学、法学、工学、情報学等
- 支給内容:学費(大学院)、滞在費、往復渡航費
- 支給人数:年間約20人

JICA海外協力隊(日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊)

- 目的:日本からボランティアを派遣し、日系人、日系社会の人々と、ともに生活・協働しながら、中南米地域の発展に貢献する。
- 派遣人数:年間約80人

日系社会との連携・協力

- 民間連携事業:案件化調査、普及・実証事業(中南米日系社会との連携調査団を通じた促進)
- 草の根技術協力、第三国専門家、等

厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和6年度当初予算額 5.7億円 (5.8億円) ※ () 内は前年度当初予算額

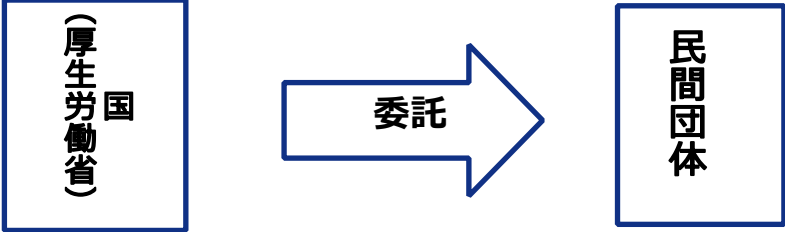
1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 事業の概要
 - 国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。
 - 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
 - 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
 - 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
 - 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 120地域 285コース 、受講者 5,700名 規模で実施 [参考] 令和4年度実績 実施地域数 … 110地域 実施コース数 … 280コース 受講者数 … 3,358名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

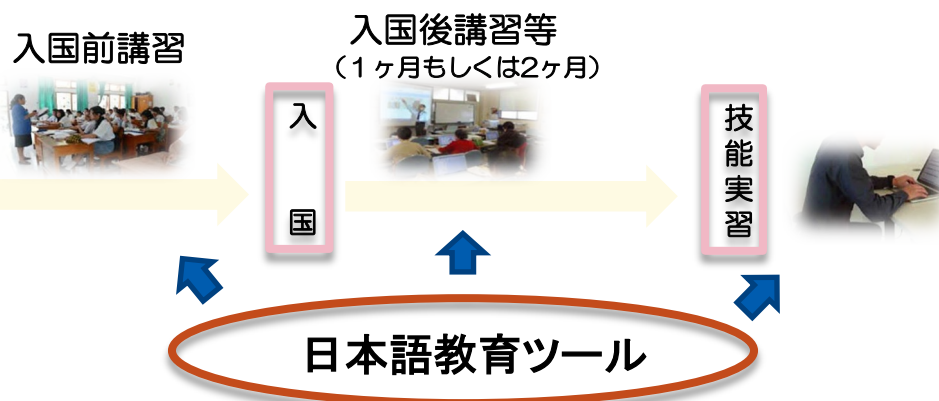
令和6年度当初予算案額 外国人技能実習機構交付金65億円の内数

1 事業の目的

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

- (1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
- (2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）
- (3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

- 8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
- ◆テキスト教材6職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係*）
 - ◆アプリ教材5職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係*）

* 令和5年度開発中の職種

介護の日本語学習支援等事業

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 384億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

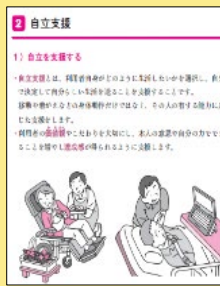
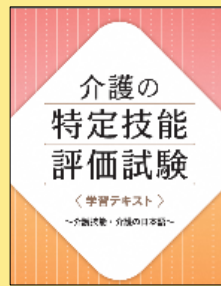
- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



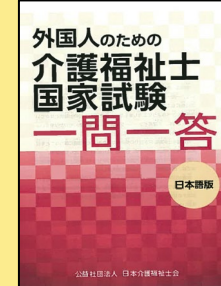
* 11言語に翻訳済み

介護の日本語 テキスト



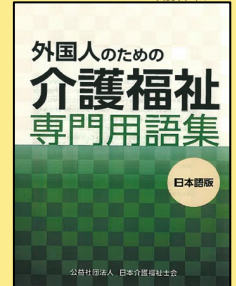
* 11言語に翻訳済み

外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



* 11言語に翻訳済み

外国人のための 介護福祉専門 用語集



* 11言語に翻訳済み

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

令和6年度予算案:1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等

(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和6年度予算案:医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、

i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)

(対象経費) 報償費等

(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設

(補助率) 定額

E P A 介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	○候補者の学習支援 ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費	・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など
実施主体	都道府県	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
平成30年度	298人	282人	193人	773人
令和元年度	300人	285人	176人	761人
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人

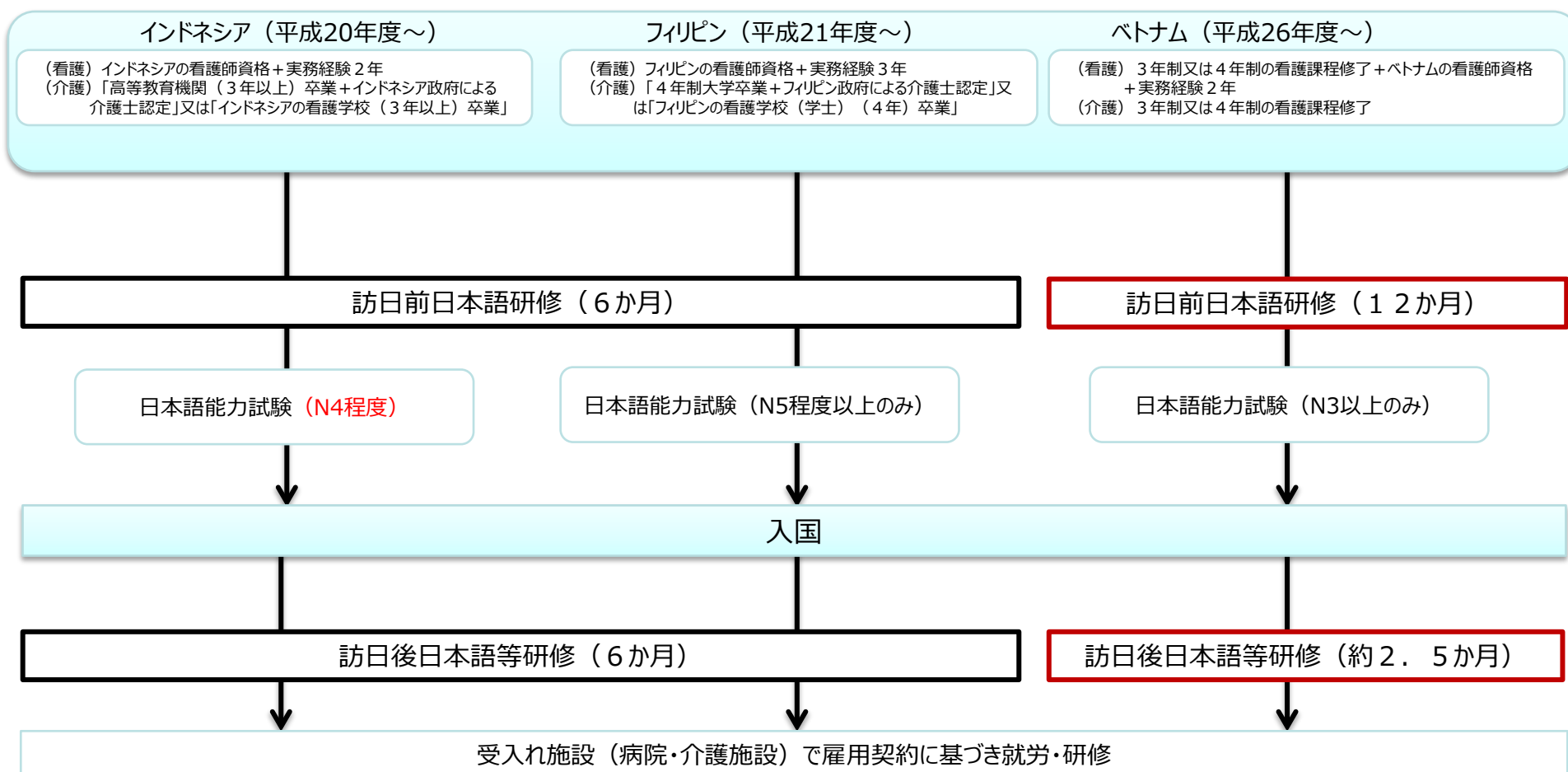
【令和6年度当初予算案】

- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・地域医療介護総合確保基金97億円の内数
- 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 384億円の内数
- 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 384億円の内数

經濟產業省關係資料

看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師・介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ**、日常生活や病院・介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**日本語研修等を外務省、経産省が連携して実施している**。
- 約 9 割が研修終了時に必要とされる日本語能力（日本語能力検定N3程度）に到達。



経済産業省補助事業（AOTS実施）における日本語研修

事業名：技術協力活用型・新興国市場開拓事業（ODA）

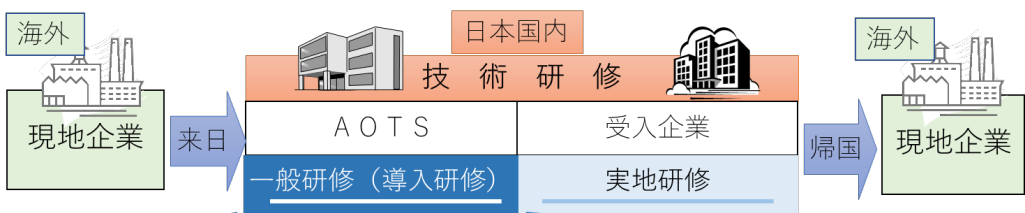
概要：受入企業での実地研修に先立ち、研修センターに合宿して集団で行われる導入研修

対象者：海外の日系企業等の管理者・技術者

特長：

- ✓「話す・聞く」を重視した短期速習の日本語研修を研修センターで合宿形式で実施。
- ✓日本社会や企業文化を理解するための講義や企業見学も実施。

一般研修の全体像



一般研修	日本語研修	6週間コースまたは13週間コース
	セミナー	ビジネスマナー 生活マナー 日本企業文化
	体験学習	産業施設見学 フィールドワーク 研修旅行
	研修サポート	学習相談 地域との交流 病院引率等

※令和6年度補助事業者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）作成。

研修形態・特長

- ✓ AOTS研修センターにおける合宿型の対面・集合研修
- ✓ 研修生の能力レベルに合わせた教材（「みんなの日本語初級I、II」「新日本語の中級」等）と独自の研修システムで研修
- ✓ 研修現場において口頭で円滑なコミュニケーションがとれることを最優先にした日本語教育

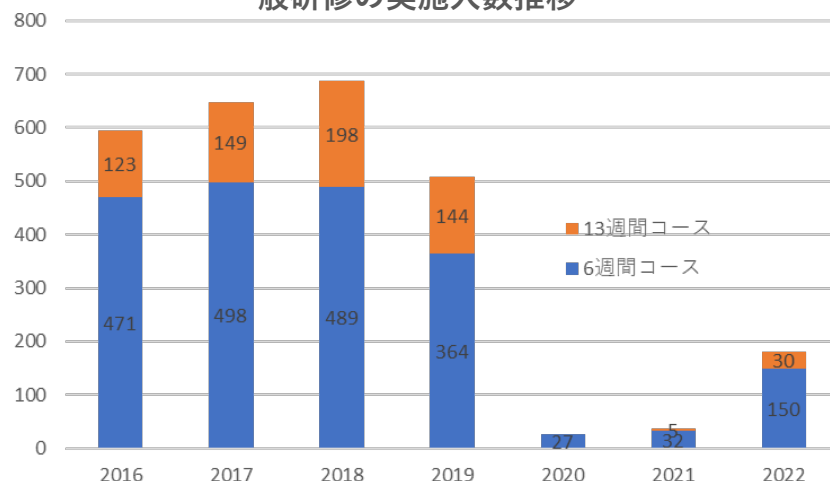
日本語研修の期間・時間

- [13週間コース] 日本語：約120単位 360時間
- [6週間コース] 日本語：約50単位 150時間

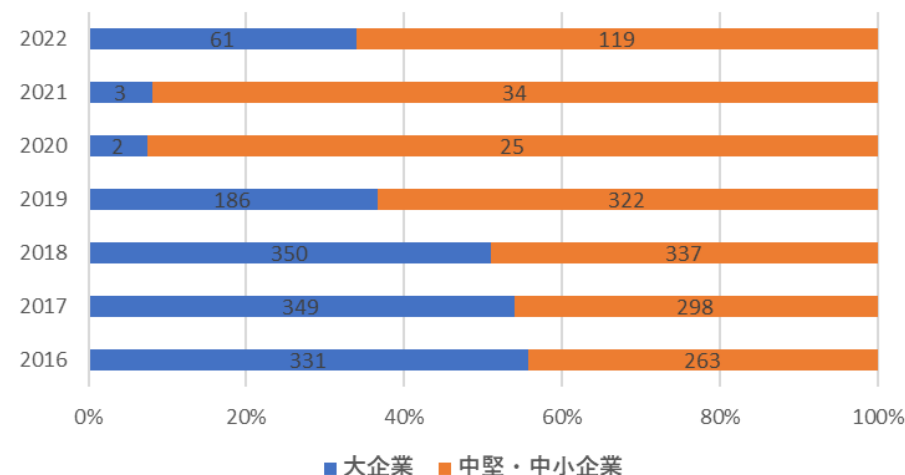
日本語研修内容	
13週間コース (J13W)	実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目標に約1,400の語彙、150の文型、仮名、漢字300字程度を学習します。
6週間コース (J6W)	簡単な日常会話能力の習得を目標に約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100文字程度を学習します。

2020年から2022年は渡航制限の影響で実施人数が減少。2023年からは回復基調。
研修利用企業の多くが製造業であり、アジア地域からの研修生が大半を占める。

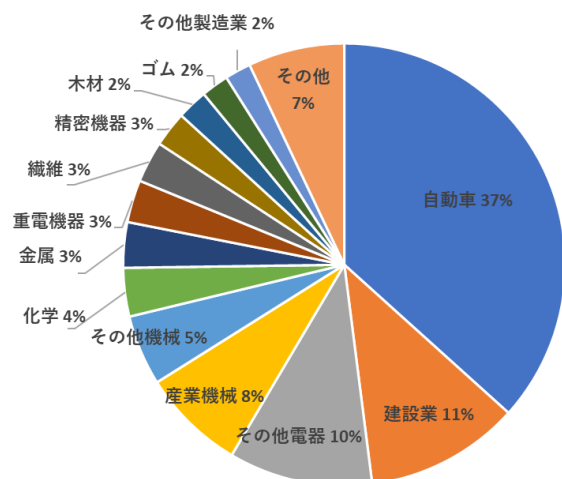
一般研修の実施人数推移



企業規模別人数割合



業種別人数割合（2016-2022）



国別人数割合（2016-2022）

